主 文本件控訴を棄却する。 当審の国選弁護人に支給した訴訟費用は被告人の負担とする。

弁護人清水正雄の擦訴趣意は末尾添付の書面記載のとおりである。

控訴趣意の第一点について、

〈要旨〉しかし刑法第二百十一条にいわゆる業務というのは、各人がその社会上の地位に基き継続的に従事する事務に〈/要旨〉して、人の生命身体に対する危険を伴うものを指すのであつて、反覆継続の目的乃至その事実のある限り、格別の経験或は法規上の免許等を必要とする場合においてもその業務たるためには、このような経験乃至免許の有無を問わないものと解すべきである。

控訴趣意第二点について、

記録に現われた被告人の経歴、犯罪の動機、態様、その他諸般の事情を考え合せると、原判決の被告人に対する刑の量定は必ずしも不当とはいえないので、この点に関する論旨も亦採用することができない。

その他原判決を破毀すべき事由がないので、刑事訴訟法第三百九十六条に則り本件控訴を棄却し、当審の国選弁護人に支給した訴訟費用は同法第百八十一条により被告人に負担させることとする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 石橋靹次郎 判事 柳原幸雄 判事 川井立夫)